

コワーキングスペースサービス利用規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、日本商事株式会社（以下「当社」という）が運営管理を行うコワーキングスペース（以下「本サービス」といいます）について定めたものであり、一切の本サービスの利用について必要な事項を定めるものとします。利用者（第4条に基づき当社と本サービスに関する契約を締結した個人、法人または団体をいいます。）は、本サービスを利用するにあたり、本規約の内容を十分理解し、これに同意した上で本サービスを利用するものとします。

第2条（当施設の利用目的）

当施設は、利用者である個人・法人が、自己ないし従業員のワークスペースとして利用する目的及び利用者が他の利用者とコミュニケーションを図る目的にのみ利用されるものとします。

第3条（申込み）

- 1.本サービスの利用を希望する個人、法人または団体は、当社所定の申込書および必要書類を全て当社に提出することにより利用申込を行うものとします。入会審査時に本人確認書類（運転免許証、保険証、パスポートのいずれか）を確認させていただきます。予めご了承ください。
- 2.利用申込をした個人、法人または団体（以下「申込者」といいます。）は、利用申込を行った時点で、本規約の内容を承諾したものとみなします。

第4条（利用契約の成立）

- 1.当社は、利用申込に対し、必要な審査・手続き等を経た後にこれを承諾または不承諾とします。当社が承諾を行った時点で、本サービスに関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。
- 2.申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、当社は申込を承諾しないことがあります。なお、不承諾の場合であっても、当社は申込者にその理由を開示する義務を負いません。又、契約締結後であっても、当サービス提供の中止や、本契約の即時解約を行うことが出来ます。この場合、当社は利用者から当社に支払われた一切の料金の返還を行う義務及びサービス提供の中止や本規約の即時解除により利用者が被った損害を賠償する義務を負いません。
 - (1) 申込時点で当社所定の必要書類の全部または一部を提出しない場合
 - (2) 申込の際の申告事項に、虚偽記載、重大な誤記または記入漏れがあったこと
 - (3) 法令に反する事業及び反する恐れのある事業の場合
 - (4) 申込者が反社会的勢力と関係があると疑われる合理的理由がある場合
 - (5) 申込を承諾すると当社の業務の遂行上支障がある場合
 - (6) 本サービスのコンセプトにそぐわないと当社にて判断した場合
 - (7) その他、不適切だと当社にて判断した場合

第5条（契約期間）

- 1.本規約の有効期間は、1カ月とし、以下の各号の場合を除き、本規約は、同一条件で自動的に1カ月更新されるものとし、以後も同様とします。
 - (1) 第17条で定める契約の解約又は解除がされた場合
 - (2) 当社から利用者に対して契約変更に関する申し出がされた場合
- 2.利用者とは当社協議の上、本規約と異なる有効期限を定めた場合には、利用者による契約期間中の解約が制限される場合があります。

第6条（利用者の権利）

- 1.契約期間中、利用者は当施設の利用者として、本規約及び当社が別途定める利用規約の範囲内において、利用者の種別に従い、当社が提供する本施設内の共有スペース及び共有備品等を利用する権利を有します。
- 2.利用者当社は、当社が利用者に対し、本規約により借地借家法上の借家権や民法上の賃借権を付与するものではないことを確認します。

第7条（権利の譲渡）

- 1.利用者は当社の許諾なく、第6条で定められた権利を第三者に譲渡並びに貸与することは出来ません。

第8条（情報の利用）

- 1.当社は利用者の情報を、本施設の運営に必要な限りで自由に利用することができます。
- 2.利用者より特段の申し出が無い限り、当社は本規約の終了後も利用者の情報を前項の目的に限り利用できることとします。また、当社は、本規約締結時に利用者から提出された本人確認に必要な情報一切を「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、本規約終了後最低7年間保存します。

第9条（会費及びその他料金）

- 1.「会費」とは、利用者が本規約に基づき当施設の利用者となり、当施設を利用するために当社に支払わなければならない基本費用です。会費及びその他料金の額は、別紙記載の「サービス利用料金」とします。
- 2.「入会金」とは、本規約締結時に利用者当社に対し支払う手数料です。この費用はいかなる理由においても返金されることはありません。
- 3.「オプション料金」とは、利用者の希望に基づき当社が提供する付帯サービスやその他サービス等の利用費用です。利用者による当社へのオプション料金の支払いは、利用規約の定めに従い、会費と合わせて当社に支払うものとします。
- 4.前項までの費用の他に、利用者は当社から「コピー・プリント料金」など、当施設及び当サービスの利用に係る料金の請求があった場合、それらを当社の指示に従い速やかに支払わなければなりません。

第10条（支払い方法）

利用者は前条で定められた会費及びその他の料金を当社が指定した期日までに当社が指定した方法によって支払わなければなりません。

第11条（延滞利息）

利用者が本サービス料金等その他本規約に基づく金銭債務の支払いを遅延した場合、利用者は支払期日の翌日から支払完了日までの日数に応じて、年14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、本サービス料金等その他本規約に基づく金銭債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

第12条（施設利用・サービスの一時的な中断及び制限）

- 1.当社は、以下の事由により利用者事前に通知することなく、一時的に利用者の施設利用並びに利用者へ提供されるサービスが、中断若しくは利用を制限することができます。
 - (1) 設備の保守、点検、修理などを行う場合。
 - (2) 火災・停電が発生した場合。
 - (3) 天変地異、テロなどが発生した場合。
 - (4) その他、やむを得ず、施設利用並びにサービスの一時的な中断並びに制限が必要であると当社が判断した場合。
- 2.前項各号所定の各理由により施設利用及びサービスの一時的な中断や制限が行われた事によって生じた利用者の損害について、当社は一切責任を負いません。

第13条（施設及び設備の仕様変更並びに提供サービスの変更、中止）

- 1.当施設は、当社の都合において設備の変更など施設の仕様を本規約締結時と異なる仕様へ変更することが出来ます。また、当社の都合によって、本規約締結時に当施設の利用者に対して提供されていたサービスを変更もしくは中止することが出来ます。
- 2.当社が前項で定められた施設の仕様変更やサービスの変更もしくは中止を行う場合、当社は利用者に対し、その実施の1ヶ月以上前に告知を行うよう努めるものとします。

第14条（利用者の義務）

- 1.利用者は当施設の利用者として、本規約の他、利用規約など当社が別途定める当施設の利用に関する規約を遵守しなければなりません。また、それらに変更のあった場合、その変更に従わなければなりません。
- 2.当施設や当施設に併設する会議室等につき利用者が利用を開始した場合、前項で定めるあらゆる約定に同意したものとみなします。
- 3.利用者は当社に対し、利用開始時に申し出た事業もしくは利用者の定款に記載された事業と異なる事業を行おうとする場合、事前に当社に事業内容の申し出を行い、当施設の継続利用の承認を得る必要があります。
- 4.本規約期間中に、利用者が当社に対して事前に提出した書類の内容に何らかの変更があった場合、変更から2週間以内に、変更内容及び変更を証明する書類を当社に対し提出しなければなりません。
- 5.利用者は、契約終了時、利用した施設、共有備品等につき原状回復義務を負います。
- 6.当施設内における私物の管理はすべて利用者の責任において行うものとし、私物の紛失・盗難・破損・汚染等があった場合にも、当社は一切の責任を負いません。

第15条（契約期間中における解約）

- 1.利用者が契約期間中に本規約の解約を希望する場合、解約を希望する月の1か月前までに当社に対し書面等当社が指定する方法で解約の希望を伝え、当社の承諾を得る必要があります。なお、解約申出日から解約日までの期間が1か月を満たない場合は、解約申出日から1ヶ月後の応答日の属する月の月末が解約日となります。この場合、利用者は当社に対し、解約日の属する月の料金を支払うものとします。

第16条（損害賠償）

- 1.利用者若しくは利用者の代理人、使用人、請負人、受任・受託者、取引先、顧客、親族等の関係者（以下「利用者の関係者」といいます）が故意又は過失による失火その他の行為により、当社又は第三者に損害を与えた場合、利用者は当社にすみやかに報告するとともに自己の責任をもって、直ちに現状回復その他の方法によりその損害を全て賠償しなければなりません。
- 2.前項の損害は、通常生じうる損害と特段の事情により生じた損害の双方を含むものとします。

第17条（不当行為による施設利用制限と解除）

- 1.当社は、利用者が次の各号の一つでも該当した場合、利用者による当施設の利用に制限を設ける事が出来ます。また、当社の判断によっては、本規約を即時解除することが出来ます。
 - (1) 利用者が会費など、本規約に基づき発生する利用者に対する債務の全部又は一部の支払いを怠り、その支払期限を1ヶ月以上経過しても遅滞額の全部を支払わない場合。
 - (2) 利用者において、本規約若しくはこれに付随して締結した利用規約等に違反する行為があった場合。
 - (3) 利用者において、当社若しくは当社の事業に関する信用を落とす行為があった場合。
 - (4) 利用者において、利用者当社間の信頼関係を失わせる行為があった場合。
 - (5) 利用者において、第14条で定められた義務を適切に履行しない場合。
- 2.前項により本契約が解除されたときは、利用者は当社に対し第9条に定めるすべての費用を直ちに支払わなければなりません。

第18条（退会）

- 1.利用者は本規約が解約又は解除された場合若しくは契約期間が満了となった場合、当社が提供する本施設内の共有スペース及び共有備品等を利用する権利全てを失います。
- 2.利用者は退会に際し、本施設内に利用者又は利用者の関係者の行為が原因で生じた破損等がある場合、利用者の費用で修復等の原状回復を行い、原状回復義務の履行につき当社の検認を受ける必要があります。
- 3.利用者は退会時に本施設内に残置した備品等動産一切について、その所有権を放棄し、当社が指定した日以降に当社が自由に処分することに異議を述べません。
- 4.当社は、契約期間内における解約や解除に際して、利用者によって既に支払われた会費等のすべての費用を利用者に返還する義務を負いません。

第19条（再委託）

当社は、本規約における当社の業務について、当社が選定する第三者に対して委託することができます。

第20条（準拠法・専属的合意管轄）

- 1.本規約に関する準拠法は、日本法とします。
- 2.本規約に関して紛争が生じた場合、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2023年7月1日改定・施行

別紙

第1：当施設の概要

五橋拠点

所在：宮城県仙台市若林区清水小路6-1東日本不動産仙台ファーストビル2F

名称：「cocolin」

国分町拠点

所在：宮城県仙台市青葉区国分町1丁目8-13 仙台協立第一ビル1F

名称：「COMPASS」

第2：運営者

日本商事株式会社

第3：利用可能スペース

フリー席：フリー席利用者として許可されたスペース

固定席：固定利用者として許可されたスペース及びフリー席利用者として許可されたスペース

第4：サービス利用料金（消費税込）

(1) 入会金:11,000円

(2) 利用料金

固定席：35,200円/月

24時間フリー席：16,500円/月

フリー席：13,200円/月

法人席：22,000円/月

(3) オプション料金

郵便BOX：3,300円/月

ロッカー：3,300円/月